

令和3年

# 総務委員会会議録

とき 令和3年7月6日

品川区議会

令和3年 品川区議会総務委員会

日 時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分～午前11時36分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 たけうち 忍 君  
委員 小芝 新 君 委員 渡部 茂 君  
委員 おくの 晋治 君 委員 須貝 行宏 君  
委員 田中 さやか 君 委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 企 画 部 長  
黒田計画推進担当部長 (企画部財政課長事務取扱) 佐藤(憲)企画調整課長  
小林(剛)施設整備課長 榎本 総 務 部 長  
古 卷 総 務 課 長 崎 村 人 事 課 長  
(人材育成担当課長兼務)  
東 野 経 理 課 長 堀 坂 税 務 課 長  
工藤区議会事務局長 初貝保育教育運営担当課長  
高 梨 公 園 課 長 平原防災体制整備担当課長  
小林(道)学校施設担当課長

○午前10時00分開会

**○渡辺委員長**

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項およびその他を予定しております。なお、議案審査に際し、保育教育運営担当課長、公園課長、防災体制整備担当課長、学校施設担当課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。また、審査の都合上、お手元に配付してあります審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。そのため、所管質問については、会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮いただきたいと思います。その上で、ご発言を希望される方は、今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ありがとうございます。

最後に、机上に配付しております令和3年陳情第22号の写しは、議事より参考送付を受けたものがあります。後ほどご確認ください。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いします。

なお、本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

**1 議案審査**

(3) 第45号議案 三ツ木保育園改築工事請負契約

**○渡辺委員長**

はじめに、予定表1の議案審査を行います。

冒頭に申し上げたとおり、取り上げる順番を変更し、議案審査(3)から行います。

それでは、(3)第45号議案 三ツ木保育園改築工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○東野経理課長**

それでは、議案審査(3)第45号議案、三ツ木保育園改築工事請負契約につきましてご説明いたします。

本日審査の第45号議案から第49号議案までの5議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定、および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1件1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

また、第50号議案につきましては、同法同条項第8号および同条例第3条に基づきまして、契約の予定価格1件4,000万円以上の動産の買入契約につき提案するものでございます。

お手元の経理課資料の2ページをお開きください。契約方法につきましては、制限付き一般競争入札でございます。入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め、5億5,550万円。契約の相手方は、

仲岡・大久建設共同企業体、代表者、仲岡建設株式会社代表取締役社長、中込守氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度債務負担行為。工期は令和5年2月28日でございます。

おめくりいただきまして、4ページから7ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、老朽化した園舎の改築および外構等の工事を行うものでございます。5ページに案内図と配置図、6ページに各階平面図、7ページに立面図がございます。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○おくの委員

まず、これは園庭が狭くなるのですか。どのくらいからどのくらいの広さになるのか、狭い広いということをお聞きしたいのと、周辺への建築に関しての周知あるいは合意というところがどうなっているのかということ、その2点についてお伺いしたいと思います。

#### ○小林（剛）施設整備課長

私からは、園庭の広さと周知についてのご質問にお答えいたします。

まず園庭の大きさでございますが、現在の既存の園舎は約200㎡程度の園庭でございます。今回改築にあたりまして、園庭の広さは約100㎡程度ということで、既存に比べますと半分程度の大きさということでございます。

それから、周辺住民の皆様への周知という観点でございますが、まず本計画につきましては、今年の2月に近隣の皆様に対しまして、この施設をどういった形でどういった形状で造りますよという、施設計画に関する資料を周辺住民の皆様配布させていただきました。今回の建物の高さが約10mでございますので、10mの2倍の距離、20mの範囲の方々、周辺の住民約85世帯でございます。そういった方に周知をいたしまして、その後、ご意見を頂いている方が1件ございます。具体的には、公園敷地に対して、特に南側に対して防音壁が欲しいとか、あるいは各種のフェンスが欲しいとか、そういうところのご意見を頂きまして、それらの意見につきましては、設計をしていく中で対応したところがございます。

#### ○おくの委員

園庭が半分になるということですが、その点について、ここの内部、利用者の方とか、それから保育士の方とかから何かご意見があったりはしたのでしょうか。

#### ○初貝保育教育運営担当課長

園庭が狭くなってしまうということに関しましては、代替の公園としまして、近くに西品川公園、品川中央公園、三ツ木公園等々がございまして、そちらを活用して、そこで外で遊んでいただくというような保育を工夫していくということで、ご理解を頂いているところでございます。

#### ○田中委員

三ツ木保育園で聞きたいところが屋上緑化なのですが、この契約の相手方というのは、屋上緑化をこれまでもやられてきた契約相手なのかということと、また、この屋上緑化の中に、やはり遊べるスペースというのを確保されているのか、安全性という部分でお知らせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○小林（剛）施設整備課長

今回の契約先の業者でございますが、建築工事の業者でございます。区内の建物を建設する上で、

様々な建物に今まで携わってきたところでございます。その中には、今お話のありました屋上緑化の経験もあったかと思っておりますので、屋上緑化ができない業者ではないと認識してございます。

それから、屋上で遊べるか、遊べないかという観点でございますが、設計を進めていく中で、保育士の声とか運営事業者の声を聞く中では、基本的に屋上には上がらない、上がって遊ぶことはしないという設計で、今回は進めているところでございます。つきましては、屋上で何か緑化でお子さんと遊ぶとかというところは、今回の計画の中では考えてございません。

#### ○田中委員

遊ぶところがないということで、例えば何か畑みたいなものを作って食育につなげていくとか、そういったものが用意されているのかというところを確認したいです。やはり遊ぶスペースというのをできるだけ確保してほしいということを思っていて、そういった設計なのか、そういう契約なのかと聞いていたので、ちょっと確認をしたかったです。

#### ○初貝保育教育運営担当課長

今のご質問にありました食育のスペース等々というところでございますが、園庭自体は1階のところでございますので、スペースは少し狭くなってしまいますけれども、そこを工夫して、保護者の皆様であったり、そういったお声を聞きながら、そこで食育等々にどういった形で取り組むかということは今後詰めていきたいと思っております。

#### ○田中委員

今のお話にもありましたとおり、やはり園庭が少し狭くなったということもあると思っておりますので、今のこの感染症の関係もあって、遊ぶところで子どもたちが密にならないような工夫がとてまされているのです。ですので、何歳児が今日は園庭で遊ぶ、何歳児がどこどこで遊ぶといった分けられるような工夫という観点も、これから入れていただきたいということを要望したいのですが、いかがでしょうか。

#### ○初貝保育教育運営担当課長

今ご指摘のございましたコロナ対策で集団にならないようにということですが、今現在も保育の中で、なるべく集団が大きにならないような形で工夫をしております。今後もコロナ対策で、なるべく小集団になるような形で、保育のほうで工夫をしてみたいと思っております。

#### ○須貝委員

安全面に対して、それぞれ工夫もされていると思うのですが、今回1階・2階と両方を使って運営されるわけですが、避難路としては2方向避難で階段になっております。ただ、小さいお子さんにとっては、何か事故があったときですけれども、スロープ状の滑り台みたいな簡易に素早く避難できるような工夫も、この中にはされているのでしょうか。それとも、あくまで3歳児だろうが4歳児だろうが、もう階段を利用して、園児を誘導するのも保育士だと思っておりますが、その方に委ねることなのでしょうか、お聞かせください。

#### ○初貝保育教育運営担当課長

今ご指摘がありました避難路ですが、2方向避難は一応確保してございます。今想定しておりますのは、2階が3、4、5歳の園児になりますので、基本的には階段を使いまして、保育士がきちんと安全に避難できるように付き添って避難するという想定をしております。

#### ○須貝委員

いや、保育士が誘導するのは分かるのですが、誘導するということは、そばにいて、何人かは保育士

ご本人が同時に誘導できると思うのです。ただ、素早く簡易に誘導するには、そういうスロープ状のものも保育園によっては設置されているとお聞きしていますが、ここはないということですか。あくまで手で何人かを連れて下に下りて、また上に上がってきて下りてやるというような状況なのでしょう。その前に何か事故があったときに、素早い対応とか工夫とか、何かそういうものがあればいいのですが、新しいものを造るなら、そういうスロープ状の素早く避難できるような設備も私は必要ではないかと思えます。これは意見だけ言わせていただきます。

**○たけうち副委員長**

1点だけ。定員は増えるのですか。

**○初貝保育教育運営担当課長**

定員は、現在増やさずに、今の既存の定員ということで考えております。

**○渡辺委員長**

ほかはいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第45号議案、三ツ木保育園改築工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

**○小芝委員**

賛成です。

**○たけうち副委員長**

賛成です。

**○渡部委員**

賛成です。

**○おくの委員**

民営化自体は元に戻すべきですけれども、老朽化しているのは改修すべきということで、賛成です。

**○須貝委員**

賛成です。

**○田中委員**

先ほどの屋上の利用だったり、食育とか遊ぶ場所の確保とかも十分に検討していただいて、なるべくそういう場所を確保していただきたいという要望も併せての賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○渡辺委員長**

それぞれありがとうございました。

それでは、これより第45号議案、三ツ木保育園改築工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ご異議なしと認めます。

よって本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。保育教育運営担当課長はここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

- 
- (5) 第47号議案 第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約
  - (6) 第48号議案 第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約
  - (7) 第49号議案 第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約

#### ○渡辺委員長

次に、(5)第47号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約、(6)第48号議案、第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約、(7)第49号議案、第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約を一括して議題に供します。

これら3議案につきましては関連する内容のため、一括して説明・質疑を行い、その後議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本件につきまして理事者より一括してご説明願います。

#### ○東野経理課長

それでは、続きまして議案審査(5)から(7)、第47号議案、第48号議案、第49号議案の3議案につきまして、一括してご説明いたします。

少し飛ばしておめぐりいただきまして、資料の11ページをご覧ください。最初に、(5)第47号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約でございます。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は12ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

11ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め54億2,960万円、契約の相手方は東急・大洋・東建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社東日本建築支店、常務執行役員支店長、園田有氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度から8年度債務負担行為、工期は令和8年10月30日でございます。

おめぐりいただき、13ページから18ページの工書の概要書をご覧ください。本工事につきましては、老朽化した校舎の改築および外構等の工事を行うものでございます。14ページに案内図と配置図、15ページから17ページに各階の平面図、18ページに立面図がございます。

続きまして、資料の19ページをご覧ください。(6)第48号議案、第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約でございます。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は20ページの入札状況調書に記載の通りでございます。

19ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め10億6,700万円、契約の相手方は横河・三橋建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役、田中博行氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度から8年度債務負担行為、工期は令和8年10月30日でございます。

おめぐりいただき、21ページの工書の概要書をご覧ください。本工事は、校舎の改築に伴いまして、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を行うものでございます。

続きまして、資料の22ページをご覧ください。(7)第49号議案、第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約でございます。

契約方法は制限付き一般競争入札でございます。入札経過は23ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

22ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め7億510万円、契約の相手方は振興・紫光建設共同企業体、代表者、振興電気株式会社代表取締役社長、門間俊道氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度から8年度債務負担行為、工期は令和8年10月30日でございます。

おめくりいただきまして、24ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は校舎の改築に伴いまして、電気設備工事を行うものでございます。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○おくの委員

まず、工事中、あるいは工事後にかむろ坂側の道路への影響、道路が広くなったり狭くなったりというような影響があるのか。それから、桜並木で有名な道路ですけれども、その桜並木などへの景観も含めて影響があるのかということが第1点、お伺いしたいと思います。

それと関連しますけれども、先ほどの三ツ木保育園と同様、周辺への周知、合意の点で問題はないのかということもお伺いしたいと思います。2点です。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

かむろ坂および桜並木につきましては影響がないものと、まず手を付けるということは今考えておりません。

あと、周知につきましても、計画説明会を去年やりまして、参加者が28名、そして資料のみ持って帰った方が1名というところで、計画説明会をやって周知をしたところでございます。

#### ○おくの委員

それから、この学校が完成した暁に、この学校の設備でかむろ坂ホールというものができると伺ったのですけれども、ここの多目的室というところがそれを兼ねるのでしょうか。これは一体どのようなものなのか、それからどのような運営や利用形態を考えられているのか、もしできるのならそういうこともお伺いしたいと思います。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

1階にかむろ坂ホールというものがあるのですが、これはいわゆる多目的ホールで、地域に開放することを考えております。詳細はこれから検討に入るところでございます。

#### ○田中委員

先ほどの質疑の中で気になった点をまずお伺いしたいのですけれども、かむろ坂等への影響はないということですが、通学路の影響というか、通学時は大丈夫なのかということを確認させていただきたいのと、あと、契約の中で人工芝があるのですけれども、その人工芝がどのような人工芝なのかということ。人工芝もどんどん改良されているので、きっと環境負荷がそれほどかからないものなのかとは思いますが、そこら辺のところを確認させていただきたいのと、あと、いつも言っているのですけれども、人工芝はすごく熱くなってしまうとか静電気の発生ということもあるので、そういった面でも改良されているものが今回契約されているのかということを確認したいのと、あと、電気設備もそうで、太陽光発電設備等がありました。なので、雨水の利用とか、そういう部分については



どのような契約がされているのかというところをお伺いできたらと思います。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

かむろ坂の学区ということですが、生徒の動線についてのご質問だと思うのですが、これについては最後の最後まで既存の校舎を使用しますので、そちらの動線については変えません。また一部、既存校舎を解体するときは動線を変更して、新校舎完了後は正門を使つてのアプローチになります。一部、そういうことになります。

あと、人工芝は今お話があったように、日々進化しております。抜けづらい製品ができてきて、かつメーカーが競って技術のほうを高めております。当然我々も選定する際は、今ご指摘があったような抜けづらいだとか、静電気防止に努めているものだとか、いろいろありますので、一番適したものを今後選定してまいります。

それと、最後に雨水利用のご質問ですが、雨水利用は今回も約34tのピット、水槽を造って、それを緑化の水まきに使用するか、トイレの排水に利用するか、そういうことで考えております。

#### ○田中委員

雨水利用のことも考えられての改築ということで安心しました。

ただ、人工芝のことですけれども、一番適したものだということだったので、ぜひ本当にそういう観点で発注していただきたいというのと、これは要望になるのですけれども、できたらマイクロプラスチックがその人工芝から出るということも確かなことなので、区も把握されていることなので、この環境問題を、少し所管はずれますけれども、すごくメリットもあるけれどもこういうデメリットもあるというのを逆に活用しての学習をしていただきたいということを要望したいというのと、あと、かむろ坂のところ。動線を確保ということだったのですけれども、安全性が担保されるような確保になると思うのですけれども、一応そこを確認させてください。

あともう一点、地域の方から、第四日野小学校PTAの方からお話を伺うと、羽田新ルートがとてもうるさいということを聞いていて、PTAの方が屋上で作業をすることもあるそうなのです。その際にとてもうるさくて本当に困るということなので、そういう防音対策ということがされているのか、そういう契約になっているのかというところも伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○渡辺委員長

最後のところ、屋上の活動でうるさいという、屋上での活動の防音ということではないですね。

#### ○田中委員

屋上がうるさいということは学校全体もうるさいと思うので、そういう防音対策について。

#### ○渡辺委員長

防音ということですね。

#### ○田中委員

はい、防音です。すみません。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

1点目のかむろ坂からの動線につきましては、工事の動線と児童の動線、これを分離して、安全対策を図るところです。

今お話があった騒音につきましては、計画当時、飛行機の騒音もそうですけれども、たまたまこの立地条件が東急電鉄の線路の横にある学校だということで、そちらのほうをまずは重視しました。当然航空機の騒音も含めて、そちらのほうの防音サッシをつけたり、壁面緑化をして吸音したりだとか、そ

ういうところで授業に支障のないような構造にしているというところでございます。

#### ○須貝委員

15ページの平面図を見ますと、校庭の面積が以前と比べるとかなり狭くなっているように感じるのですが、以前の面積と比較してどのぐらいの広さになっているのか、割合として教えてください。

そしてコストですが、総額数十億円かかる。小・中一貫校ができたときに、総額で70億円、80億円ぐらいだったと思うのですが、やはり今これほどコスト的に上がっているのですか。小学校1校を建てるにあたってこれだけの金額、またこの後校庭を整備したり云々という工事もありますから相当な金額になると思うのですが、その影響について実際どうなのか。資材、それから人件費等が上がってここまで積み上がってきたのか、以前と比べると、倍とは言いませんけれども、かなり上がっていることにちょっと驚かされます。

そしてもう一点、これは参考にお聞きしたいのですが、機械設備、電気設備もそうなのですが、機械というのは大体設備自体、機種も全部決まって設置していくわけですね。それに対して、今回共同企業体JVということで入札されて取っているわけですが、そういうふうにやはり2社でやらなければいけないのかどうか。機械設備のほうもそうですが、電気工事というのは大体規模云々はあるにせよ、配線から設置する電気設備、エアコン、電気、照明等、ほとんど決まっている内容だと思うのですが、やはりJVという形で持っていかななくてはいけないのか、その辺について教えてください。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

私のほうからは、質問の3点のうちのみず2点をお答えします。

校庭につきましては、既存が1,740㎡、これに対しまして、今度の改築後については2,130㎡ということで、若干大きくなっています。これについてはご質問があったとおり、大きくするためには、今度建物を上に建てなくてはいけない。いろいろな計画のときに、どちらがいいのかというのはいろいろと近隣の関係もありますので、そこら辺についてはそういうふうにもいろいろと判断して、狭いときもあるということだけで、今回は若干広くなる。

それと、工事費の増につきましては、まず1点目が既存が5,500㎡、それから9,000㎡強あるという約2倍にまで面積が増えているということと、バリアフリーだとかエレベータ設置だとかスロープ設置、手すり設置、もろもろの付加が入ってきているということ。それとあと、先ほどの雨水利用だとかそういうのもありましたけれども、エコスクールという形で、それぞれのピットを造ったりだとか、それぞれの雨水の配管を接続したりだとか、部分部分でやはりこのご時世の中で増えているものが多いと思います。そこら辺が増につながってきてしまっているのではないかということです。まず面積が約倍になっているということです。

#### ○東野経理課長

JV、共同企業体に対する発注ですけれども、取扱要綱でいくと1億3,000万円以上の設備工事につきましてはJVへの発注ということで扱っているような形になります。今回の第四日野小学校も10億円を超えるものですか、それから電気のほうですと7億円を超えるようなものという形になりますので、十分にJV工事として取り扱うべきものとして考えております。その形で発注をしているものでございます。

#### ○田中委員

2点。先ほど校庭の話があったので、ちょっと確認したいことがあります。また人工芝なのですが、地域でのお祭り、児童センターでのお祭りなども第四日野小学校ではやられていて、そういう影

響が、今後人工芝にしたことによってできなくなる行事などがあるのかというところ、そういうところを検討されての契約だったのかということを知りたいです。ほかの学校では、今まで花火をやっていたものがやはり人工芝によってできなくなったりとか、大きな車が入れなくなった等々あるので、そういうことはどのように検討されたのか確認したいのと、あと、今校庭が広がった分、縦に大きくなったという話もあったので、やはりそうするとさらに騒音への影響が大きくなっていくので、防音対策というのをしっかりとやっていただきたいと思うのですが、そこについてもお聞かせいただければと思います。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

まず、校庭は今現在人工芝等と考えておりますので、これについては火には不向きというか利用はできません。火を利用するものについては、土ではございませんので利用ができないと。そこら辺につきましては、住民懇談会という学校および教育委員会、そして地元の町会長、PTA、OBの方、もろもろ入っているのですけれども、そちらのほうと意見交換をして行っているところで、今言った花火等の火を使用するものについては、そこでも使えないという話はしております。

#### ○田中委員

住民懇談会では町会長やPTAが参加されて意見交換をしたということですが、やはり普段使うのは子どもたちなので、子どもたちはお祭りをとても楽しみにしていたりするので、土から人工芝に替える際には、やはり子どもたちの意見というのも十分に聞いていただきたいと思います。そこは所管がずれるのかもしれませんが、要望として。

あと、騒音への影響の部分は、電車の音を重視したと先ほどお話がありましたが、電車の音とともに、その羽田新ルートでの騒音、不動前駅周辺は思いのほか騒音の影響が大きかったので、そういうところをちょっと考えていただきたいと思うのですが、一言頂けたら。

#### ○小林（道）学校施設担当課長

今言った騒音対策につきましては、先ほども少しお話ししましたが、鉄道の騒音を重視したのですけれども、当然防音対策の一つとしては、防音サッシ並びに吸音とかいろいろあるのですけれども、授業に影響するような計画というのはやはり避けなくてはいけないので、そこら辺は十分検討して、今回反映しているというところがございます。

#### ○渡辺委員長

ほかはよろしいですか。

ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第47号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

#### ○小芝委員

賛成です。

#### ○たけうち副委員長

賛成です。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

ありがとうございました。

それでは、これより第47号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第48号議案、第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第48号議案、第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第49号議案、第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

**○小芝委員**

賛成です。

**○たけうち副委員長**

賛成です。

**○渡部委員**

賛成します。

**○おくの委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○田中委員**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○渡辺委員長**

それでは、これより第49号議案、第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。学校施設担当課長はここでご退席いただいて結構であります。

ありがとうございました。

---

(4) 第46号議案 大井坂下公園改修工事請負契約

**○渡辺委員長**

それでは次に、(4)第46号議案 大井坂下公園改修工事請負契約を議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

**○東野経理課長**

それでは、続きまして、議案審査(4)第46号議案、大井坂下公園改修工事請負契約につきましてご説明いたします。資料は、戻りまして8ページをお開きください。

契約方法は、制限付き一般競争入札でございます。入札経過は9ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。8ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め2億6,070万円、

契約の相手方は日パブ・西村建設共同企業体、代表者、日本パブリックサービス株式会社代表取締役、水子哲彦氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、工期は令和4年3月15日でございます。

おめくりいただきまして、10ページの工事の概要書をご覧ください。本工事ですが、老朽化による公園施設の更新とともに、子どもたちのアイデアを活用し、ユニバーサルデザインに配慮した公園へ改修するものでございます。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○おくの委員

これは子どもたちのアイデアを活用してということですが、この子どもたちのアイデアをどのように集めたのかというところ辺りのご説明を頂きたいと思えます。

#### ○高梨公園課長

子どもたちのアイデアの収集方法というところですが、令和元年度におきまして、子どもたちのアイデアを頂くためのワークショップというものを開催させていただきました。区内の小学校3・4年生を対象に、30名の子どもたちに集まっていただいてワークショップを開催したところでございます。ワークショップの中では、公園の視察等を含めながら、子どもたちから自由に意見を頂いて、頂いた意見の中から遊具につながるものを抽出してアイデアとさせていただいたところでございます。

#### ○おくの委員

そうすると、ユニバーサルデザインということですが、障害のあるお子さんとは無関係に、普通の小学校から集まってもらったというようなことなのでしょうか。そこら辺、障害のあるお子さんを特に集めたとか、そういうところはどのようなのでしょうか。

#### ○高梨公園課長

まず、集まっていた方は、通常の小学校に通っている健常者のお子様を集まいただきました。ただ、今回はユニバーサルデザインに配慮した公園づくりのアイデアといったところで、ワークショップの途中で品川特別支援学校の中学部の生徒さんに先生を含めて参加していただきまして、そちらのほうからもご意見を頂きながら、一緒にアイデアを考えたといい取組みをしたところでございます。

#### ○おくの委員

特別支援学校から中学部の方ということですが、もう少し詳しくどのくらい集まってどのような意見が出たか。そのワークショップは3・4年生の方が集まって、特別支援学校からは中学部の方が集まって、それぞれどのような意見が出たか、ざっとでいいですから教えていただければと思います。

#### ○高梨公園課長

ワークショップの進め方ですが、まず子どもたちを幾つかのグループに分けて議論をしていただきました。今回特別支援学校の生徒さん2名に参加していただいて、それぞれからというよりは、そのグループごとにアイデアを頂いたといった形で出していただいております。

例を申しますと、今回の大井坂下公園でも採用していますけれども、例えば体幹が弱い、なかなか自分で立てないという子どもでも使用ができるブランコであるとか、座面が広くて寝そべてでも乗れるようなブランコがあったらいいのではないかというようなものであったり、あと、しっかりとシートのようなものを付けて、そのシートに座ってブランコを楽しめるようなものがあっていいのではないかと

といったようなご意見。あと、どうしても気持ちが高ぶって興奮してしまって、一旦ちょっと休んで鎮める必要があるといったようなこともあるといったところから、公園の中にクールダウンスペースとして、周りから音とか景色を遮断してちょっと休めるようなスペースがあったらいいのではないかというようなご意見を頂いて、今回の公園改修にもそのアイデアを生かしているところでございます。

#### ○田中委員

今のお話にもありましたワークショップについては、他の自治体からも品川区はすごいねということでもたくさんご意見をいただきました。子どもたちが参加して、素敵なワークショップだねということだったのですけれども、やはり今のやり取りの中にもあったように、当事者の参加が途中からということで、やはり最初から様々な障害の当事者の参加があったらよかったなということは伝えたいと思います。今後は、ぜひそういったワークショップにしていきたいということを、先に要望したいと思います。

この公園についてですが、今現在の大井坂下公園の利用者は、会社員の方たちや子どもたちが結構メインだということで、ちょっと伺いたいのが、まさか喫煙所とかそういうものの設置というのは、この契約の中にはないですよねということを確認したいのと、あと、この契約の相手方の方たちは、ユニバーサルデザインの公園をこれまで造ってきたのかということ。まだ直せる段階で当事者の方が参加して、この座り心地だったりとかを確認できるのか、そういうことも契約の中に含まれているのかということと、バリアフリートイレについては、ユニバーサルベッドはきちんとされているのかということを確認させてください。

#### ○高梨公園課長

最初に、ご意見として頂きました障害のあるお子さんのワークショップの最初からの参加といったところでございますが、今回そのワークショップの参加に際しまして、特別支援学校の先生とどのような参加の仕方がいいのかということとを事前に相談させていただいております。最初は皆さん自己紹介から始まったり、他の公園の視察があったりといったところが最初の2回のメインだったものですから、では途中の参加がいいですねということで、特別支援学校の先生と話し合いながら今回の参加の形態としたところでございます。

2番目に、現在の公園にある喫煙所の扱いについてですが、今回新しく改修した後の公園については、喫煙所は撤去するという方針で進めております。

また、ユニバーサルデザインに関する公園を今回の請負者が造ってきたかどうかといったところなのですが、今回の請負業者は区内業者でございまして、区内の公園の日常的なメンテナンス等も請け負っている会社でございます。そういった意味では、今まで品川区内5つの公園で子どもたちのアイデアを生かして造ってきたところでございますが、区内の公園の内容については熟知しているところでございます。

ユニバーサルデザインに配慮したといったところでございますと、特別な遊具の維持管理を限定的にやったかどうかについては把握をしていないところでございますが、一定、今遊具以外にもトイレとか、だれでもトイレを含めて公園の中にはユニバーサルデザインに配慮したような施設が幾つかございます。そういったような維持管理を日常的に行っている業者というところでは、今回の工事の中でもしっかりと行っていただけるものと考えているところでございます。当然、日常の使用に関して不都合がないかどうかといったことについては、契約の中でしっかり確認をして教戒するといったところを徹底してまいりますと考えているところでございます。

最後にトイレについてですが、今回のバリアフリートイレの中には介助用のベッドを設置するという事で考えてございます。今まで公園の中には、ベッドを設置するとどうしてもそこにいついてしまうところから、設置を見送ってきたところではございますが、今回は、障害のあるお子さんにも使っていただきたいといったような思いから、まずは設置をしてみて、その後利用の状況等をしっかり見て、今後の公園については適用について検討してまいりたいと考えてございます。

#### ○田中委員

まず契約の相手方の方たちは、これまで区内公園のメンテナンス等々をやってきたということですが、ユニバーサルデザインの公園をこれまで造ってきたかどうかについてはちょっと分からないということで、もう契約されているのかこれからするのか、やはり当事者の方たちのチェックというのは絶対必要だと思うので、ぜひ完成をする前に、それぞれの障害のある方たちが本当に大事なものはトイレですけれども、本当にこのトイレに車いすユーザーが入れるかなどのチェックを、ぜひ完成する前に当事者の方たちがチェックする機会を設けていただきたいと強く求めます。そこについてご答弁いただきたいのと、あと喫煙所について、撤去ということはよかったです。ただ、撤去してしまった場合、ほかの場所に移動して吸われてしまうとか、いつもここにあったから、灰皿はなくなったけれどもここで吸ってしまおうみたいな感じで吸い殻がいっぱいになってもとても困るので、そういった配慮というか、とにかくここでは吸わないようにということをどのように徹底していくのかということを確認させてください。

#### ○高梨公園課長

ユニバーサルデザインの遊具の当事者のチェックといったところでございますが、1つはトイレを含めて、福祉のまちづくり条例等の基準がございまして、その基準にしっかりと適合しているかというものが最初の入り口になると思いますので、そちらについては基準がございまして、しっかり工事の中でやっていきたいと考えております。

当事者のチェックといったところでございますと、今回アイデアを頂いた子どもたちに、公園工事が出来上がっていく中で見ていただいて、今コロナ禍の中で具体的な計画というのはまだ立て切れていないところではございますが、自分たちのアイデアがどう形になるのかといったところについては見ていただきたいと思っております。その中で、特別支援学校から参加していただいた方の意見聴取等についても、学校の先生との話し合いの中で今後検討してまいりたいと考えております。

2番目に喫煙所の撤去についてですけれども、当該の喫煙所を含めて、区内の公園・児童遊園内の喫煙所については、新型コロナウイルス感染拡大の観点から、昨年4月より閉鎖をしているところでございます。当該公園についても同様でございます。この間約1年強ですけれども、喫煙の状況等を注視してまいりました。大井坂下公園については、先ほどご案内のとおり、近くに会社が結構多くてオフィスのワーカーの方々が喫煙に訪れることが多かったのですけれども、粘り強く監視員を立てたりというような啓発を繰り返した結果、最近は大分ルール外の喫煙というものが減ってきている状況でございますので、今回大井坂下公園の喫煙所を撤去しても、ほかの公園に多くの喫煙者が流れるといった事象は起きないものと考えているところでございます。

#### ○田中委員

完成前にワークショップに参加した子どもたちのチェックがあるということだったので、それはもう子どもたちはとても喜ぶと思うのでぜひやっていただきたいということと、やはり当事者、この遊具を使う障害のある子どもたちの事前のチェックというのは、ぜひしていただきたいと思っております。トイレにつ



いては、障害者福祉施設でもトイレの不具合があったこともあるので、ぜひ前もって、まだ直せる段階での当事者の参加というのはとても必要だと思うので、そこを求めたいと思います。

これは最初に言った要望と重なりますけれども、やはりほかの公園とかの今後の改修のときには、前もってその当事者の参加、その子どもたち、そして障害児たちの参加というのをぜひしていただきたいということを強く求めたいと思います。

#### ○須貝委員

最近公園を見ていますと、私もすべてみんな見ているわけではないですが、小さなお子さんがたくさん集まっているという状況を見て、近くで親子がそこで一緒に遊んでいるという姿をよく見るようになりました。だから、やはり公園のほうも、そういう意味で改修工事のときにかなりいろいろ工夫をされてやっていて、多くの区民の方に親しまれているというのをすごく目の当たりにして、すごく明るく区民に好まれるいい公園ができたのかなと感じます。

最近防犯カメラももちろんつけて安全面もあるのですが、今後も遊具を含めて、安全で、そして子どもが集まりやすい公園環境などを含めて、そういうものをやはり工夫しながら、改善しながら、よりいいものを目指して進めていっていただきたいと思います。

#### ○渡辺委員長

ほかはいかがですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第46号議案、大井坂下公園改修工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認します。

それでは、自民党からお願いします。

#### ○小芝委員

賛成です。

#### ○たけうち副委員長

賛成です。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○おくの委員

賛成です。

#### ○須貝委員

賛成します。

#### ○田中委員

当事者の参加というのを強く求めて、賛成したいと思います。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○渡辺委員長

それでは、これより第46号議案、大井坂下公園改修工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。施設整備課長および公園課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

(8) 第50号議案 防災ラジオ他の買入れについて

**○渡辺委員長**

次に、(8)第50号議案、防災ラジオ他の買入れについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○東野経理課長**

それでは、続きまして、議案審査(8)第50号議案、防災ラジオ他の買入れについてご説明いたします。資料は25ページをお開きください。

契約方法は、制限付き一般競争入札でございます。入札経過は、26ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

25ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め3,386万5,700円、契約の相手方は船山株式会社東京本店、取締役本店長、多田奈美氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、納期は令和4年3月18日でございます。

おめくりいただきまして、27ページの概要書をご覧ください。本契約は、防災行政無線の聞き取りが困難な場合の補完手段のため、新たな仕様の防災ラジオを合計5,300台、および自動起動装置1台を買入れするものでございます。

**○渡辺委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がありましたらご発言願います。

**○おくの委員**

防災ラジオ、本当に大事なものだと思うのですが、販売対象者が①一般、②高齢者・障害者・住民税非課税世帯・平成24年度購入者となっています。要するに、私としてはできるだけ買いやすい値段を設定してあっ旋販売をしていただきたいということを申し上げたいのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかということをお伺いしたいです。

私がざっと幾つか調べたところ、いいなと思ったのは、港区では1世帯につき1台、それで1台については1000円で販売されていました。住民税非課税世帯、それから生活保護受給世帯には無償でお渡しいたしますとなっていました。例えばこのように手軽な額で、あるいは無償でやるというのは非常にいいし、品川区でもぜひ例えばこのようにしていただきたいと思っていますのですけれども、その点いかがお考えかということをお伺いしたいと思います。

もう一つ、平成24年度にやられているときは、そこら辺をどのようになさったのかも伺いしたいと思います。

**○平原防災体制整備担当課長**

2点ご質問を頂きました。まず1点目、今回新たに導入いたします防災ラジオの価格の問題でございますけれども、こちらにつきましては、販売そのものを令和4年度に行うということもございますので、今後の予算編成過程におきまして、具体的な金額を検討していくこととなりますけれども、防災ラジオ

を特に普及させていきたいと、具体的にはスマートフォンを持っていないようなところが中心になりますが、そういったところに普及していくためにはどのような価格がよいかということ、他区の事例も踏まえまして検討してまいりたいと思います。なるべく買いやすい価格を設定できるようにしてまいりたいと思っております。

もう一点、平成24年度の現行の防災ラジオについてでございますけれども、販売価格につきましては、一般の方が4,000円、高齢者・障害者・住民税非課税世帯につきましては2,000円という形であつた販売をさせていただいたところでございます。

#### ○おくの委員

いろいろ研究しながら、なるべく買いやすい形だと答弁をいただきました。そのようにしていただきたいと思っております。そのように要望して終わります。

#### ○田中委員

私も今の販売対象者のところが気になっていて、価格は今後の検討ということですが、販売対象者の②高齢者・障害者等々については、やはり買いやすいというか、金額の差がつくだろうとは思いますが、そのところを確認させていただきたいのと、こういった契約の条件を出していたのかということを確認したいのですが、その部分についてお知らせください。

#### ○平原防災体制整備担当課長

販売対象者の高齢者・障害者に普及しやすいという点でございますけれども、先ほど申させていただきましたスマートフォンというところが、一つ私もポイントと考えてございまして、令和2年度からスマートフォンにおいて、防災行政無線で発信した緊急情報の内容のテキスト配信ということを始めますが、一方でやはり高齢者世帯についてはスマートフォンの普及率が低いということもございまして、防災ラジオを使ってそういったものの補完をしていきたいと考えてございます。その関係もありまして、高齢者・障害者、あるいはスマートフォン普及率のやはり低い住民税非課税世帯といったところに普及できるよう、そういった価格の設定を今後考えてまいりたいと思っております。

#### ○東野経理課長

契約条件というところでございますが、こちらの概要書に書いてあるものを仕様書に充てておまして、1台幾らですというようなもの、それから起動装置につきましても1台幾らですというようなものを合計したもので入札いただいたという形でございます。

#### ○田中委員

この防災ラジオにこういった機能を求めたとか、そういうものは条件の中になかったのでしょうか。そういう細かな部分を知りたかったのですが、ご説明いただけたら。

#### ○渡辺委員長

田中委員、仕様書みたいな形ですか。

#### ○東野経理課長

すみません、手元に仕様書はないのですが、通常の防災ラジオというものを土台にして、こういった概要書にある内容を記載したものという形になります。

#### ○渡辺委員長

この3番の製品仕様ということになりますね。この機能があるということですね。

#### ○田中委員

分かりました。

## ○須貝委員

今回の防災ラジオですけれども、ますます今、防災行政無線、スピーカーが建築の高層化によって聞こえにくくなっている。品川区では様々場所を変えたり、いろいろ工夫をされていますが、これはもうどんどん聞こえなくなるというのが事実なので、そういう情報弱者に対する対策としては、やはりこういうものを何らかの形で普及させて、私はやっていただきたいと思います。それについてちょっとご意見をお聞かせください。先ほどスマートフォンもありましたけれども、やはりまだまだ高齢者、またはひとり住まいの方が高齢化によってますます増えているという状況を聞きますと、やはりそういう方たちに対する対応が私は必要だと思いますので、お答えください。

そして、あともう一点ですが、以前、十数年前だと思うのですが、防災ラジオをそれぞれ町会を含めて各個人の方が買いました。防災課から購入したと思うのですが、そうするとそれはもう全く使わなくなる、使えなくなる方向で品川区は動くということによろしいのでしょうか。そうすると、もしそれが使えなくなるということは、せっかく買った方、町会を含めてかなりの人数の方が購入していると思うのですが、本当に無駄になってしまうと思うのですが、何かうまく交換をして安く購入できるような仕組み作りも必要ではないかと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

## ○平原防災体制整備担当課長

2点ご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、防災行政無線、現状区内で155基のいわゆる屋外子局、ラッパが立っているところがございますが、委員ご指摘のとおり聞こえにくいという問題、あるいは近くの方からはうるさいという真逆の問題等々がございまして、工夫はしておりますが、なかなかすべての方に聞こえやすい状況ではないのは確かでございます。

そういったこともございまして、先ほどスマートフォンの例も出させていただきましたけれども、一方でスマートフォンなどをお持ちでないところにつきましては、この防災ラジオでありますとか、あるいは旧来型のフィーチャーフォン、いわゆる旧来型の携帯電話におきますメール配信、そういったものも含めまして、様々な手法で、特に自分から情報がなかなか取りづらい方に向けて情報が届くように今後も工夫してまいりたいと考えてございます。

続きまして、現行の防災ラジオについてでございますけれども、こちらにつきましては、現在の防災行政無線はアナログ波で発信しているところがございますが、そちらの電波が令和4年12月から、国の省令改正に基づきましてデジタル波に変更されるのですけれども、そちらに伴いまして自動起動がされなくなってしまいます。

ですので、防災ラジオという機能でいきますと自動起動がないので、そういう機能がなくなっていることもありまして、今回新たに防災ラジオを導入させていただくのですが、一方で通常のラジオとしましては引き続きつきますので、ご自身で電源を入れていただく分には、ラジオとしては何ら問題なく機能するところがございます。

ただ、やはり私ども、こちらは国の省令改正といえども、購入者のご都合でない状況で防災ラジオとしての機能が変わるということもございまして、先ほど概要書のところにもございましたけれども、販売対象者の中で、普及させたいところの一つといたしまして、前回、現行の防災ラジオを購入されている方につきましても、何らかの形でこちらをお買い求めしやすいような形を研究してまいりたいと思っております。

## ○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第50号議案、防災ラジオ他の買入れについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

**○小芝委員**

賛成です。

**○たけうち副委員長**

賛成です。

**○渡部委員**

賛成します。

**○おくの委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○田中委員**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○渡辺委員長**

それでは、これより第50号議案、防災ラジオ他の買入れについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。経理課長および防災体制整備担当課長はここでご退席いただければと思います。ありがとうございました。

---

(1) 第37号議案 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

**○渡辺委員長**

次に、(1)第37号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○崎村人事課長**

それでは、第37号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。お手元にお配りいたしました資料と議案をご覧くださいと思います。

本案は、議案文の（説明）のところにありますとおり、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する一般職の任期付職員、資料で言いますところの「地方公共団体の一般職の任期付職員の

採用に関する法律」第4条の規定に基づきいわゆる「4条任期付職員」について、昇給が可能となるよう、条例の規定を整備するものであります。

改正の背景といたしましては、資料の1趣旨のところをご覧ください。令和2年4月1日施行の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、総務省より、「任期付職員の任用等について」という通知が出されたことを受けまして、特別区全体において検討を行ってまいりましたが、今般この第4条任期付職員の給与の取扱いを、任期の定めのない職員と同様の取扱いとすることといたしました。区においても、この第4条任期付職員の採用に関する規定を設けていることから、今回の見直しに伴い条例を改正するものでございます。

次の2、改正内容でございます。先ほど少し触れましたが、第4条任期付職員については、これまで昇給等は実施しないとしておりましたが、常勤職員と同様に昇給等を実施することといたします。

恐れ入ります、裏面の新旧対照表をご覧ください。今回対象となる職員については、条例第4条において、職員の給与に関する条例第6条第2項から第7項までを適用除外としておりました。その下に給与条例の参考（抜粋）を記載しておりますが、今回削除いたします第3項から第7項までの規定といたしますのが、この昇給・降給に関するものでございます。これらの規定を適用させることによりまして、昇給等の実施が可能となるものでございます。

恐れ入ります、表面にお戻りいただきまして、一番最後、3の施行期日でございます。本条例は公布の日から施行するものであります。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○おくの委員

人事に関することですから、ちょっと確認をさせていただきます。当然労使の合意は得られているのかということです。それから、昇給ということがもちろんメインですけれども、少しご説明にも出ていたけれども、降給、給料が下がる場合も含まれているということですが、例えばどういうことなのでしょう。その点も少しご説明いただければと思います。

#### ○崎村人事課長

まず、1点目の労使合意という部分でございますが、本年3月に特別区と、特別区の職員団体である特別区職員労働組合連合会とのほうでこちらの交渉を行いまして、妥結をしているところでございます。

2点目の降給でございますけれども、規定上、確かに給与条例の第6条第7項というところで降給の規定がございますが、こちらの降給については分限処分となりまして、単に勤務評価のみが不良であるためにこの降給処分を行うということではなくて、その職員を指導してもなお勤務実績が改善されない場合に必要があると認められるときに、この降給の処分を行うというものでございます。任期の定めのない職員を含めまして、近年この降給の分限処分を行った実績はございませんので、今回の制度変更については、降給をすることを前提としたものではないということだけご理解を頂ければと思います。

#### ○須貝委員

今回、公務員の方の任期付職員に対する昇給を実施する。これは分かるのですが、民間の一般企業、事業所において、任期付き、要は非正規雇用の方に対してはこういうのがないですね。総務省のほうでそのように通達をしているのか、法令で決まったのならいいのですけれども、公務員の任期付職員の方はこのように昇給もしますよ、ボーナスも出ますよ、様々な待遇がよくなるのですけれども、ほとんど

国民の多くの方が対象にならないということなのですか。それとも総務省のほうで、そういう事業所に対してもこういう通達が行っているのですか。その辺をお聞かせください。

#### ○崎村人事課長

まず、総務省の通知の関係でございますけれども、こちらは公務員に対する一般任期付臨時職員等々の通知ということなので、民間企業等に発出されたものではないと理解しております。

また、非正規という御発言もございましたけれども、正規非正規という区分で申し上げますと、この任期付職員につきましては正規の職員、ただ任期があるということで、常勤職員と同様の仕事をする職員ということになります。ですので、今回そういった常勤職員が行う業務を担っている職員ということも鑑みまして、昇給を実施すべきということで、条例を改正するといったものでございます。

#### ○須貝委員

民間でも、非正規雇用の方は一般の職員と同じような仕事をしている、また責任も負わされているという話を私は聞いています。結局民間はそのままになっていて、要は皆さん、このように区政を任されている公務員の方だけがこういうふうな待遇になるというのは、ちょっといかなものかなというのは疑問に感じるのです。ならば、もう一般の非正規雇用の方も、正規雇用で働いている職員と同じような仕事をされている方が本当に大多数だと思うので、そういう方たちもやはり上げてもらうように、私は区から総務省のほうにやはり進言していただきたいと思います。

今回の件は、これはこれで働く任期付職員の方の処遇を改善するということはいいことだと思いますが、その辺、意見として、要望として言わせていただきます。

#### ○たけうち副委員長

今実際にこの例に当てはまる方がいるとしたら、どのような方なのか。それから、もしくは今はないけれども、今までこういう方がいたとか、何か具体的にこういう仕事の方というのを教えてください。

#### ○崎村人事課長

この第4条任期付職員につきましては、現在この規定に基づいて採用している職員はございません。過去にこの第4条任期付職員につきましては、オリンピック・パラリンピック関係の業務ということで、平成30年度、平成31年度に合計11名を採用した実績がございますが、昨年度末の任期満了に伴いまして現在は無いというところでございます。

現在の特別区の状況では、オリンピック・パラリンピック関係の業務のほかに、例えば新型コロナウイルス関係業務ということも今回追加をされたところでございますので、こういったところで今後、先ほど言いましたように一定の期間内に業務が終了することが見込まれるものですとか、一定の期間内に業務量の増大が見込まれるものについて、こういった規定を活用した職員の採用ができるといったところでございます。

#### ○渡辺委員長

ほかはよろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第37号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

#### ○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第37号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。人事課長はここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

---

(2) 第38号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

○渡辺委員長

次に、(2)第38号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○提坂税務課長

私からは、第38号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例案につきましてご説明いたします。本案は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴いまして、品川区特別区税条例の一部を改正するものでございます。今回の議案の改正内容は、資料としてお配りしてございます概要と、新旧対照表をご覧ください。概要に沿ってご説明させていただきます。

まず、項目としては大きく5つございまして、(1) 個人住民税非課税限度額等の算定に係る扶養親族の範囲、国外居住親族の取扱いの見直しでございまして、近年、外国人労働者の増加ですとか、外国人を配偶者とする国際結婚の増加等により、国外に居住する親族を扶養控除の対象とする納税者が増加してきているものと考えられます。その傾向の中、国外で多額の所得を得ている者を扶養親族にして、扶養控除の適用を受けることができってしまうという課題がございまして、この状態を改善するため、対象となる扶養親族の範囲を見直すことで適正化を行うものでございます。

具体的には、①にありますように、個人住民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の対象か



ら、年齢30歳以上70歳未満の国外居住者で、留学により国内に住所および居住を有しなくなった方、障害者、納税義務者から前年に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方という3つの条件、いずれにも該当しない方を除くものでございます。

言い換えますと、国外居住者につきましては、29歳以下および70歳以上の方に加えまして、30歳以上70歳未満で留学により国内に住所及び居住を有しなくなった者、または障害者、または前年に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けているという条件を満たしている方を扶養親族の対象とするものでございます。

また、②個人住民税均等割の税率を軽減する際の判定の基礎となる扶養親族についても、①と同様の措置を講ずるものでございます。

参考までに、条例で定める扶養親族の人数ごとの非課税限度額と、均等割を軽減する際の判定基準を右側に掲載いたしました。

また、新旧対照表の1枚目の第10条、それから第14条、あと2枚目の第24条の3の赤字の部分の扶養親族の文言整理をいたしまして、扶養控除の対象を限定し、括弧書きしておりますけれども、年齢16歳未満の者とあるのは、16歳未満の方は扶養親族の対象ではございますが、児童手当を受給している関係で扶養控除対象となっていないため、控除対象扶養親族という表現から切り離して特記しているものでございます。施行期日は令和6年1月1日でございます。

次に、(2)住宅ローン控除の適用期限の延長等でございます。住宅ローン控除につきましては、もともとローンの年末残高の1%を10年間所得税額から控除し、控除し切れない分を個人住民税から控除するものでございますが、これまで消費税の引き上げや新型コロナウイルス等への影響を考慮した特例措置といたしまして、控除期間の10年から13年への延長ですとか、入居時期の期限の延長等を行ってまいりました。

今回はさらに①にございますように、控除期間13年間の規定の特例措置を、一定の期間に住宅取得等の契約をし、令和4年12月31日までに入居した方も対象とするものでございます。また、②にございますように、この特例措置に限り、合計所得1,000万円以下の方につきましては、床面積40㎡から50㎡までの住宅も対象になるものでございます。

なお、これらの改正は、令和4年度分以降の個人住民税から適用いたしまして、これらの措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。施行期日は本条例公布の日でございます。

次に、(3)特定一般用医薬品等の購入費に係る医療費控除の特例の延長でございます。

まず、この制度は適切な健康管理の下で、医療用医薬品から、処方箋がなくても薬局等で購入できる特定一般用医薬品への代替を推進する観点で実施してきたものでございます。自己または自己と生計を一にする配偶者等に係る特定一般用医薬品等の年間1万2,000円を超えた購入費を、総所得金額から上限8万8,000円まで控除する特例がございましたが、その適用期限を5年延長するものでございまして、令和5年度分以降の個人住民税から適用いたします。また、この特例を適用する場合は、条例本則に規定する医療費控除は適用されません。こちらの施行期日は令和4年1月1日でございます。

次に、(4)給与所得者等扶養親族申告書、こちらでございますけれども、申告書の後に「等」という文字が抜けてございました。失礼いたしました。給与所得者等扶養親族申告書等の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。

給与所得者、公的年金等所得者、それから退職手当所得者は、その給与等につきまして、扶養控除等の控除を受けるため、申告書をそれぞれの支払者を経由しまして税務署長に提出しなければならないと

されてきました。こちらにつきましては、税務関係書類の電子化の推進ですとか、事務の効率化等の観点から、従来関係書類を電磁的方法により提出する際に必要だった税務署長の承認を不要とするものでございます。施行期日は本条例公布の日でございます。

最後に、(5) 軽自動車税種別割におけるグリーン化特例（軽課）の見直しでございます。括弧書きの「軽課」というのは軽減課税の略語でございます。

環境性能等の優れた軽自動車等、これは新車限定ですけれども、こちらを取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置を行ってきたところでございますが、これを燃費基準の切替えと重点化を行った上で、適用期限を令和5年3月31日までの2年間延長するものでございます。改正後の概要は右側の表のとおりでございます。これらの措置による軽自動車税の減収額は、全額国費で補填されます。施行期日は本条例公布の日でございます。

以上、概要を説明してまいりましたが、その他規定の文言整理を行うものでございます。

#### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○須貝委員

この一番上のほうで、個人住民税非課税限度額等の算定に係る扶養親族の範囲の見直しというところがありますが、海外にいらっしゃる親族の方、その方の例えば所得とか、それから実際どういう生活をしているとか、そういうことは把握できるのですか。大体この程度ぐらいしかできないのだけれどもということなのですか。それとも、いや、きちんとこの方はもう所得がない、いろいろな支援も受けて生活されているということまで詳しく把握できるのですか。その点について教えてください。

#### ○提坂税務課長

正直申しまして、なかなか詳細に把握するのは難しいところでございますけれども、年齢が30歳以上70歳未満ということでございまして、海外で一定水準以上の収入を得る能力があるだろうということと、あと、所得要件の判定というのは、国内は源泉所得のベースで判定が行われているものでございまして、そここのところで国内の親族と国外の親族の方で不公平感が生じるということで、その辺の不公平感を解消する意味で、今回の改正を行うということでございます。

#### ○須貝委員

あと感想なのですが、今、29歳以下でも、ITとか様々いろいろなことをやったり、いろいろなベンチャーをやったりして、逆にすごく収入が多いという方もたくさんいらっしゃるという話も我々はよく聞くので、やはりこれだけではまだまだ足りないのだろうなということで、あくまで不公平感の解消にできるだけ努めるという考え方でいけばいいのでしょうか。それだけ教えてください。

#### ○提坂税務課長

年齢要件とか、国外居住の親族の数とか、内容も随時見直しとかその辺を行いまして、この辺の制度も改正していくとかそういう可能性はございますので、その辺の国の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

#### ○田中委員

区民税の非課税の範囲のところ、新旧対照表のところ、16歳未満の部分のご説明がありました。説明によってすごく分かりやすかったということを感じました。この資料を頂いたときに、この概要説明と新旧対照表を見てもすごく難しくてよく分からなかったのです。ですので、資料の作り方としても

う少し丁寧に、今のご説明はすごく分かりやすかったので、分かりやすい資料を頂けたらということをお願いしたい。もし一言ありましたらお願いします。

**○堤坂税務課長**

基本的に委員会の資料はA4一枚で納まればベストなのですが、今回の場合はなかなか細かい内容があってA3に分割させていただきました。それで、字のポイントとかその辺も踏まえまして、どうしてもここに記載できる内容というのは限定されるので、その辺は口頭で捕捉させていただくしかないのかと思いますけれども、今頂いたご意見を承りまして、またよりよい資料を作るように努めてまいります。

**○渡辺委員長**

ほかはいかがですか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第38号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

**○小芝委員**

賛成です。

**○たけうち副委員長**

賛成です。

**○渡部委員**

賛成します。

**○おくの委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○田中委員**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○渡辺委員長**

それでは、これより第38号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。税務課長はここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

### ○渡辺委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

それでは、令和2年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

### ○黒田財政課長

それでは、私より、令和2年度品川区一般会計予算繰越計算書、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

この繰越は、令和2年度最終補正予算においてご承認を頂いたもので、令和2年度内では経費の全部を執行できない事業について、繰越明許をお願いしたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして次ページをご覧ください。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越計算書を提出し、ご報告するものでございます。

次ページの計算書をご覧ください。6款土木費4項都市計画費、公園・児童遊園整備費につきまして、歳出予算1億2,489万円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額一般財源でございます。

この事業は東品川海上公園の拡張整備について、拡張部の用地取得に時間を要し、令和2年度内の工事完了が見込めないため、令和3年度に工期を延伸せざるを得なかったものでございます。現在の状況でございますが、3月に用地の購入を終え、工事に着手しており、8月末には工事が完了し、9月に供用開始の予定でございます。

次に、7款教育費2項学校教育費、学校運営費につきまして、歳出予算6,320万円を繰り越すもので、繰り越す財源は国庫補助金、一般財源ともに3,160万円であります。

この事業は、国が令和2年度第3次補正予算において計上した感染症対策等の学校教育活動継続支援事業であり、令和2年度内での執行完了が見込めないため、国庫補助金と連動して令和3年度に繰り越したものでございます。現在の状況でございますが、各学校におきまして感染症対策に必要な物品の購入等を行っております。

### ○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がありましたら、ご発言願います。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 3 その他

### ○渡辺委員長

次に、予定表3のその他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

### ○小芝委員

ここ最近、品川区の公式LINEのほうで少し内容に不備があって、その訂正が連発している事例がございまして、まず7月4日の都議会議員選挙の投票日にLINEで投稿された内容の中で、投票日に期日前投票の案内が出ていたことと、あともう一点が、新型コロナウイルスのワクチン接種会場のこみゆにていふらざ八潮の予約枠の日が違っていたということで、それが全く内容が違っていたということで、2つ立て続けにありましたので、こういったことはやはり情報を早く出したいというのはそれはもちろんのことだと思いますが、やはりそこは正確性が伴わないと意味がないものですので、その辺り

をどのように考えておられるのか、またその改善をお願いしたいと思います。

**○堀越企画部長**

今般のLINEのご案内について間違いがありまして、大変なご迷惑をおかけしました。まずはお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

このSNSの情報の伝達につきましては、ツイッター等も含めてですけれども、速報性、ホームページの場合ですと割と取得的な情報という形ですが、SNSですとなるべく早めに出そうということで、確認はしておるのですけれどもこのような間違いが生じてしまったということでございます。所管の職員、それから広報担当の職員とで複数のチェック・確認をするとともに、こういった間違いの事例を共有して、二度とこのようなことがないようにしっかりと、かつ迅速に区民の皆様へ情報をお伝えするという形で、そのような姿勢で進めてまいりたいと思っているところでございます。

**○渡辺委員長**

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。明日も午前10時からの開会であります。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前11時36分閉会